

産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会

CE コマース ワーキング・グループ

議事録

日時	2025年8月27日(水) 9:00~11:00
場所	対面・オンライン開催 (Teams)
参加委員	梅田委員、末吉委員、町野委員、山本委員

○梅田座長 それでは定刻となりましたので、ただいまより第1回 CE コマース WG を開催いたします。司会を務めさせていただきます、座長の梅田です。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございます。本 WG は対面とオンラインのハイブリッド形式で開催し、WG の模様は YouTube にてライブ配信しております。まず開会にあたりまして、経済産業省 GX グループ資源循環経済課の三牧課長より一言ご挨拶をお願いいたします。

○三牧課長 ご紹介いただきました、経済産業省 資源循環経済課長の三牧でございます。本日は第1回の CE コマース WG ということで、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、オンラインでご参加いただいている末吉先生もありがとうございます。日頃皆様にこの資源循環の取組をサポートしていただいておりますけれども、今回の内容は CE コマースというところで、5月に改正しました資源法の中に、新しく CE コマース事業者の基準を作っていくというような内容についてご議論していただければと思っております。サーキュラーエコノミーの取組み自体、今までの環境政策などでの 3R をまさにビジネスのレベルに引っ張り上げていくものです。今回の CE コマースですと、リユースや修繕してまた使うというところで、リユースにも関わってくるところだと思います。新しい色々なタイプのビジネスが出てきて、本当に大きく変わっているところで、我々も中で議論している中で、どういうところをしっかりと事業者の方に取り組んでいただくと、政策として効果的なのかという非常に難しい分野であると思っております。本日は2時間ですが、議論を通して理解を深め、適切な基準を作っていければと思いますので、本日は何卒よろしくお願いいたします。以上です。

○梅田座長 三牧課長、ありがとうございました。議事に先立ち、事務局から委員の出欠状況、本日配布資料の確認をお願いいたします。

○近藤補佐 GX グループ 資源循環経済課の近藤でございます。よろしくお願いいたします。委員の出欠状況については、本日は4名全員がご出席いただいております。梅田座長、町野委員、山本委員は会場、末吉委員はオンラインでご出席をいただいております。

次に、本日の配布資料の確認に移らせていただきます。本日の資料ですが、資料1から資料3までの合計3種類の資料がございますので、ご確認いただければと思います。オンラインでご参加いただいております先生におかれましては、事前にお送りしておりますメールに添付してございますので、そちらをご覧ください。

○梅田座長 近藤補佐、ありがとうございました。本日はまず事務局からこのWGの設置趣旨・検討の進め方について説明させていただき、次に昨年度のCEコマース制度整備検討会における議論について振り返りをさせていただきます。その後、資源循環促進のための取り組み指針についてご説明し、自由討議を進められればと思います。それでは議事を進めさせていただきます。まず、事務局より資料3に基づきご説明させていただきます。では、近藤補佐よろしくお願いいたします。

○近藤補佐 資料3についてご説明させていただきます。CEコマースWGの概要につきましては、目的として資源の有効な利用の促進に関する法律におけるCEコマースに関する調査・審議を行うというものになってございまして、議事事項につきましては、(1) CEコマース事業者にかかる判断基準等、また、(2) CEコマースビジネス拡大に向けた施策等について、(3) その他とございます。本日につきましては、こちらの(1)にございます判断基準等についての取り組み指針等ということでご議論をいただきたいと思います。また、スケジュールとしまして、来年の1月頃に第2回を開催しまして、こちらの方で主に支援策というものについてご議論を頂戴したいと考えて予定しているところでございます。

これまでの振り返りというところでございますが、こちらは本年5月に成立しました法改正の全体を示したところでございます。資源法改正のポイントというところが4つございまして、④におきましてCEコマースの促進としまして、シェアリング等のCEコマース事業の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定するとしてございます。

CEコマースの促進につきましては、これまでシェアリング・リユース等の資源の有効利用につながる新たなCEコマースビジネスにつきましては、健全に育成する適切な規律が存在していなかったということでございます。右下に適切なCEコマースビジネスの例というものを提示してございますけれども、こちらにある資源有効活用の観点と

いうところで使用できる製品が廃棄されている、また、消費者の安全の観点からは、中古品における消費者に適切な情報が開示されていなかったことからの事故やトラブルの発生、シェアリングサービスにおける所有者が提供した製品の返却トラブルの発生といったものが挙げられております。資源の有効活用と消費者の安全といった観点から、CE コマースビジネスに関して判断基準を定め、その判断基準を踏まえまして、必要な指導・助言を行っていくというところになってございます。

これまで委託事業におきまして検討会を実施してございまして、対象製品の選定基準、資源循環促進に寄与する取組指針に含める要素について方向性を得られたというところで、こちら第 11 回資源循環小委の資料でございますけれども、①としまして物品の利用頻度（稼働率・期間）を増やすこと、②としまして物品の寿命を延ばすことを通じて、CE に貢献するビジネスというものを定義いたしました。こちらにあります通り、一次利用というところで①物品の稼働率を高めるために使いたいときに使いたい人に物品を供給するということが考えられます。また、二次利用のところでございますけれども、使用済み物品を求めるところに供給するといったようなところがございます。また、②について物品の寿命を延ばすというところでございますけれども、使用中の物品も修理・再生・復元・高付加価値化するというところと、また二次流通のために使用済み物品を再生・復元・高付加価値化するというところで整理して記述をまとめてございます。

CE コマース事業の対象とする製品の選定につきましては、環境インパクト、CE コマースの市場規模、成長余地、資源循環のポテンシャルの 3 つの観点から絞り込みを行ってございまして、現時点の初期において対象とする製品として整理してございませぬのが次のページでございませぬけれども、B2C 中心の製品としましては、現在、資源法において省資源化製品また再利用促進製品として指定されている家電 4 品目、また、これらは政令指定が必要になるんですけども一般衣料品、次のページでございませぬけれども、B2B を中心としまして複写機とオフィス家具と対象としてはどうかということで、第 11 回の資源循環小委員会の方でご提案をさせていただいたところでございませぬ。

これら対象製品につきましては、本日のワーキングにおきましては、それらを対象とした場合の CE コマースビジネスとして資源循環促進のための取組指針にかかる項目について整理してございます。それについてご審議を頂戴したいというところがございます。

14 ページ(資料 3)でございませぬ。こちらにつきまして、まず基本的な要素といたしまして、EU タクソミーの参考に取り組指針に入れるべき項目を整理してございませぬ。

取組の高度化、健全な市場の整備というところをございまして、製品頻度の向上といたしまして、製品の移動管理や遊休資産の活用、他業務との連携等により稼働率を向上させること。また、修理や再生が容易な製品の調達や修理の実施、製品の二次流通市場への流通により利用期間を延長させること。また、製品寿命の延長としまして、修理・保守・製品機能の回復・再生、新たな付加価値の追加等により製品寿命を延長させることがございます。

また資源循環に配慮した製品の調達としまして、CE コマースのサービス運営であったり必要となる製品等について、資源循環に配慮した製品の調達に努めること。また、包装材のリユース・リデュースの配慮から、再生材の利用、リサイクル可能な設計、リデュース等に配慮した包装材を使用すること。また安全性の確認としまして、事前に定められた基準や表示を確認し、目視や手作業等により適切な検査に基づき製品の安全性等を確認すること。また、修理等にかかる安全性の確保や公衆衛生面の観点からクリーニング等、適切な措置を実施することと挙げております。

また、契約時の保証・情報提供としまして、ユーザーとの契約により、提供した製品の適合性を保証し、サービス提供者としても責任を明確にするとともに、ユーザーが安心して利用するために必要な情報を提供すること。また、販売契約時に加えましてユーザーから引き取り時における配慮も含むということでございまして、個人情報の削除なども入ってございます。

ユーザーの資源循環に資する行動につながる情報提供としまして、ユーザー（消費者・事業者）に対して資源の有効利用を促すような情報提供をすること。また、使用済み製品や部品の適切な引き渡しとしまして、使用済み製品や物品の管理計画を策定し、再利用やリサイクルを優先するとともに、適切な処理ルートへ引き渡すことを要素として今回整備してございます。

続きまして、今回サービス形態といたしましては、賃貸また中古販売、あと修理・加工といった3項目がございまして、まず賃貸につきまして、今回、先ほどの基本方針を踏まえまして整備したものが15ページ(資料3)でございまして、稼働率向上につきましては複数ユーザー間での利用を促し、稼働率を向上させること。利用期間の延長としましては、修理や再生が容易な製品の調達、選定に努めること。また賃貸ができなくなった製品の二次流通市場への流通を促進すること。製品寿命の延長につきましては、製品の品質、機能の維持向上を図るための保守点検等を実施すること。また健全な市場の整備といたしましては、資源循環に配慮した製品の調達につきましては、資源循環に配慮した製品の調達選定に努めること。また、包装材のリサイクル・リデュースにつきましては、リサイクルやリデュースに配慮した包装材を使用した製品を

選定すること。またリサイクルやリデュースに配慮した包装材を指定・管理すると挙げております。また安全性の確認につきましては、製品の安全の確認やクリーニングを実施する。また、その下で契約販売時の故障、情報提供につきましては、保証範囲として品質、機能、安全性等がございますけれども、そういったところにつきましては、契約内容を明確にしてその責任を負うことをあげてございます。また、ユーザーの個人情報を含む製品は個人情報の削除を行うとしてございます。ユーザーの資源循環に資する行動につながる情報提供につきましては、利用中・利用後の取扱い方法、修理対応等の情報を提供することを挙げてございます。

使用済み製品や物品の適切な引渡しにつきましては、賃貸ができなくなった製品の再利用、リサイクルを優先し適切な処理ルートへ引き渡すこととしてございます。こちら賃貸でございますけれども、レンタル、シェアリング、サブスクを含めます。またリユースなどもございまして、様々な事業の形態や契約内容等がございます。それらに応じて各取引において遵守すべき内容を決定する必要があると考えてございます。また、関係法令や業界におけるガイドライン等もございまして、そういったものに乗っ取ったうえで各取組を遵守することが必要かと思えます。

続きまして中古販売でございますけれども、稼働率向上のところはございません。利用期間の延長といたしまして二次流通市場の流通を実施することと挙げてございます。製品寿命の延長につきましては、製品の品質・機能の維持向上を図るための保守・点検等を実施すること。また、資源循環に配慮した製品の調達につきましては、資源循環に配慮した製品の調達に努めることとしてございます。包装材のリサイクル・リデュースの配慮としましても、そういった包装材を使用することとしております。

安全性の確認でございますけれども、製品の安全性の確認やクリーニングを実施することとしております。契約販売時の保証・情報提供につきましては、保証範囲こちら品質・機能・安全性とございます。契約内容を明確にし、その責任を負うこと。また、ユーザーの個人情報を含む製品は個人情報の削除を挙げております。ユーザーの資源循環に資する行動につながる情報提供としても利用中・利用後の取扱いの方法、修理対応等の情報を提供することとしております。使用済み製品や部品の適正な引き渡しにつきましては、売れ残り品等の再利用、リサイクルを優先し、適切な処理ルートで引き渡すこととしております。

中古販売におきましても、取引内容や品目特性等に応じまして遵守すべき内容を決定する必要があるというところがございます。また、こちらにつきましても、関連する法令や業界におけるガイドライン等に則ったうえで各取引を実施するところござ

います。

続きまして修理・加工といたしまして、稼働率の向上、製品の利用頻度の向上はございません。製品寿命の延長につきまして製品の品質・機能の維持・向上のための修理・加工を実施すること。資源循環に配慮した製品の調達としまして、資源循環に配慮した修理部品や材料の調達に努めること。また、回収した製品について可能な限り有効利用すると整理してございます。包装材のリサイクル・リデュースの際におきましては、そのような配慮した包装材を使用すること。安全性の確認につきましては、修理・加工した製品の安全性を確保することとしております。

契約販売時の保証・情報提供につきましては、保証範囲、品質・機能・安全性や契約内容を明確にし、その責任を負うと。また、ユーザーの個人情報を含む製品は個人情報の削除を行うとしてございます。ユーザーの資源循環に資する行動につながる情報提供につきましては、利用中・利用後の取り扱い方法、修理対応等の情報を提供するとしてございます。使用済み製品や部品の適切な引き渡しにつきましては、使用済み製品や交換した部品等の再利用、リサイクルを優先し、適切な処理ルートに引き渡すこととしてございます。

修理・加工につきましても、リペア、メンテナンスですとか、クリーニングまたはリメイク、リノベーション、リマニュファクチャリング、またはリファービッシュといった様々な取組がありまして、取引内容や品目特性に応じて遵守すべき内容を決定する必要があると考えてございます。また、関連法令もございまして、業界ガイドライン等もございまして、そういったものに則ったうえで各取組を実施していく必要があると考えてございます。

続きまして参考資料でございすけども、家電4品目の整理として資源法と家電リサイクル法で実は少しずれがありまして、基本的に電気冷凍庫というものが資源法の場合は定められており、ご参考までに整理してございます。

次のページにつきましては、現行におきましては日本標準商品分類に基づいた品目を明記しているところでございます。

最後に21ページ(資料3)でございすけども、こちらにつきましては、レンタル、シェアリング(サブスクを含む)とリースの違いというものをお示した形になってございます。以上、事務局より資料3についてご説明させていただきました。

○梅田座長 近藤補佐、ありがとうございます。20ページ(資料3)のこの赤いバツは何ですか。

○近藤補佐 赤いバツは、エアコンについてはユニット型エアコンディショナーと

書いてある、パッケージ用のエアコンディショナーは抜かれているということを提示したところでございます。

○梅田座長 なるほど。それでは委員の皆さまから資源循環促進のための取組指針案について、製品サービスと組み合わせた場合の整理を中心にご質問・ご意見を募りたいと思います。ご質問等がある委員がいらっしゃいましたら、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。末吉委員、よろしく願いいたします。

○末吉委員 ご指名ありがとうございます。ご説明もどうもありがとうございます。いくつかコメントや質問があるのですけれども、いったんまとめて私の方から申し上げてよろしいでしょうか。まず、全体としてのコメントをいくつか申し上げますたいのですが、抽象度が高い表現があるなと思ってまして。健全な市場の整備における資源循環に配慮した製品の調達基準について、いずれに対しても「資源循環に配慮した製品の調達に努めること」と基準が設定されているんですけれども、品目の特性等も考慮すべき項目であるということは十分に理解しているんですが、資源循環に配慮した製品というのは、具体的にどのような物なのか示した方がよいのではないかと。需要側の要求水準を明確に示すことによって、供給側もより資源循環の促進に資する製品の製造が可能になるのではないかなと思いました。

あと、全体でいいますと、いくつかのページに渡ることなんですけれども、「リデュース・再利用・リサイクル」という文言が用いられているんですが、3Rの浸透のために再利用ではなく「リデュース・リユース・リサイクル」と表記するのはどうなんだろうかと思いました。本基準における再利用というのが、3Rのリユースとは違う概念なのかどうかと。サーキュラーパートナーズの方で、今年の5月に発表された「CE コマース推進のためのガイド」でも、CE コマースの範囲は従来の3Rのこの部分であると示した図が作られていると思うんですけれども、そこでは3Rの記載が、リユース・リデュース・リサイクルとなっています。あちらの資料はすごく分かりやすいものだったので、ぜひこの資料にも入れていただくのはどうかと思っています。

あともう1点、全体としては今回の項目案の大枠に私は大きな異論はございませんが、基準を設定することによっておそらくCE コマースへの参入のハードルがとて高くなってしまふのは求めていることではないかなと思います。一方で、市場活性のための基準をすごく緩くして、参入のハードルを低く設定することも不健全な市場の温床となってしまうと。なので、本基準に基づくCE コマースを円滑に、そして社会で実装するにあたっては、各事業に導入した場合のコスト感とか、あるいは対応できる事業者の数とか、それに基づくCE コマースの市場の規模を定量的に調査してもよ

いのかなと思います。

あと、前提として、今回の WG の中で基準を作りましょうということなんだと思うんですが、これで良い事業者と認定されたときにどんなメリットがあるのか、逆にどんなデメリットが出てくるのか、いま一度確認したいと思いました。

この後、中古販売や修理・加工についてもいくつか意見があるんですけども、二巡目で発言させていただこうと思います。

○梅田座長 ありがとうございます。では、いまの末吉委員のご意見についてどんなにかご回答いただけますか。

○葉山補佐 ありがとうございます。まず1点目について、循環に配慮した製品でもう少し具体的に明記した方がよいのではないかと、おっしゃる通りだと思います。実際に判断基準上で記載する際に法令的な制限があるので、判断基準上でどこまで書けるかというところと、例えばその下の5月のガイドラインもおっしゃっていただきましたけども、事業者の判断基準をサポートするような別のガイドラインを策定するやり方もあると思いますので、当然事業者の方に今回定める判断基準を理解いただいて今後の事業展開に役立てていただくのがこの CE ビジネスを拡大する上でも重要な点だと思いますので、判断基準上の文言がより具体的に理解できるような、サポートできる資料の整備も併せて検討させていただければと思います。

それから2点目の、再利用と従来の3Rのリユースの文言の違いは、資源法、3R法と言っていて、その際にリユースというのは法令上再利用という形で定義しておりますけれども、今回のサーキュラーエコノミーのいっている範囲というのは従来のリユースよりは広いと思いますし、5月のガイドラインでもご指摘いただいた CE コマースビジネスの範囲でのリユースでの意義は、再利用以外にも例えば再配分ですとか回収・再製造についてもリユースという文言で記載させていただいておりますので、法令上の文言の使い方と、範囲も判断基準上で書けることと、下部の他の資料でサポートしてご説明するところが出てくると思うんですが、その範囲がしっかりと事業者にも理解できるような形で整備して参りたいと思います。

それから3点目について、おっしゃるように基準を作ることによって参入のハードルが高くなってしまふことは避けたいと思いますけれども、今回、基準を作っている目的としては、資源有効利用の観点からもビジネスを健全に発展させていこうというところがありますので、資源有効利用の観点でこういった基準はこれからビジネス展開していく方にも遵守していただきたいと明記しているところでございます。

他方でおっしゃるように、これを守ることによるメリットやデメリット、デメリットは法令上あくまで行政指導の範囲になりますので、そこが大きなところではないんですが、メリットの作りこみが不十分なところもありますので、冒頭で近藤からも第2回の際には支援策の検討も議論のスコープに入れていると申し上げましたけども、判断基準はこれからビジネスが発展していく上での一つの基準ということですけども、それとプラスアルファしてどういった政策課題ですとか、ビジネス展開していく上での課題があるのかということもご指摘いただいたような定量調査もしながら先生たちと一緒に支援策も含めて議論させていただければと思っております。以上となります。

○梅田座長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

○山本委員 ご説明どうもありがとうございました。私の方からは、15～17ページ（資料3）の3つについてなんですけれども、表の頭のところで、先ほど参考資料でレンタルとリースの違いも整理いただいたんですけども、どんどん垣根がなくなってきているという中で、一応、縦線がレンタルとリースの間に入っていますが、その下は基本的にはみんな同じですと。さらに言うと、17ページ（資料3）の方はもっと境目は曖昧かなと思いつつ中は全部一緒ですと。これを区別しているところに何か意図はあるのかという部分で、今後の施策も含めて枠を作っておきたいということであれば、それぞれの定義を考える必要があると思います。

16ページ（資料3）の中古販売というのは、古物商の許可を持っている人が対象ということでよろしいですか。古物競りあっせん業という届出があるようですが、私の理解ではプラットフォーマーみたいな人なのかなと思うんですけども、そういうのではなくて実際に中古販売を業としている古物商側だけが対象ということでもよろしかったかという確認をさせていただければと思います。

○梅田座長 はい、ありがとうございます。

○近藤補佐 垣根を設けましたというか、こういったものが挙げられているということでございまして、今後これを実際に取り組みされている方と項目ごとに判断基準省令を定めるなかで調整して行って、守れないものを定めるというのは違いますので、判断基準省令を細かく作っていく上で、こういった違いがあるというご提示しているだけでございますので、項目それぞれを見ながら必要な遵守すべき事項を省令で書き込んでいくだけでございます。

中古販売につきましては、基本的に古物商許可は必要です。今回としては、基本的には利用者に対して販売している者で、いわゆる販売の事業を行う者に中古品を引渡すところまで今のところは考えておりませんが、この辺も業界との調整を踏まえて考えてまいりたいと思っております。

○梅田座長 2番目がよく分からなかったんですけども。

○近藤補佐 場の提供のみであれば中古販売者に入らないということです。

○葉山補佐 実際にその方が場を提供しつつ販売もしていたらおそらく対象になりますが、場の提供だけであれば例えばメルカリさんのような単にプラットフォームとして提供している、サービスを行っているだけですと、実際に物品の販売行為というものが伴っていないケースもあるので、そういう場合は対象外になります。一方で、販売が伴っていればそこは同じように対象になってくるということです。

○山本委員 いろいろ指針を考える中で、広くカバーできるというのがプラットフォームの人たちかなという気もするんですが、とりあえず今は古物商の人たちということですか。

○葉山補佐 そうですね。

○町野委員 古物営業法の許可がある場合はおそらく古物商全部ではなく、例えば自分で売ったものをまた回収して販売したらそれは古物営業法の対象許可不要になると、あと品目でも古物営業法は限定があるので、あまりこの中古販売の古物営業法と結びつけるというか、古物営業法上の古物商がこの中古販売だという整理はしない方が良いのではないかと思います。

○近藤補佐 おっしゃるように適用除外が確かあったかと思しますので、その辺も整理しながら考えたいと思います。ありがとうございます。

○梅田座長 一応確認ですけども、そもそも業としてやる人であって個人はないんですよね。要は中古販売している個人の人とかいっばいいますよね、あとリメイクしてメルカリとかで売っている人っていっばいいると思いますけど、それは対象外ということでしょうか。

○葉山補佐 個人的にやっている方はもちろん対象外であり、事業者を対象とした法律になります。

○町野委員 全体の項目としては、私は特に異存はなくて非常に広く拾っていただ

いているかと思っています。細かい点でご質問がありまして、15～17 ページ（資料 3）、「努めるとすること」と書き分けていただいている箇所があり、例えば調達選定のところは「努める」となっていて、それ以外は「すること」となっているので、なぜここだけ「努める」としているのか理由をお知らせいただきたいというのと。

もう1つは、販売契約時の保証・情報提供のところ、「保証範囲や契約内容を明確にし、その責任を負う」と書いてあるんですけども、その責任というのが保証責任を負うということなのか、契約内容を明確にする責任を負うということなのかどちらなのかと。契約内容を明確にする責任だけであれば、一切保証しないと書いてもそれは責任を負ったことになるので、それがどちらかというのを教えていただきたいと思います。

○近藤補佐 ありがとうございます。努めること・することの差異として、広くいろいろのご意見を伺ったなかで、出来る・出来ないというのがございましたのでまず「努めること」としたうえで、皆さんに一律求めるというところで、出来ない方は実際できないというところも当然ございますので、表現に緩急をつけているところがございます。実際に定めるときについては「努めること」とするのか、「すること」というのか、実際の各内容を踏まえながら明確にする必要があるのかというふうな、法制的な書き方のところも配慮するところではございます。

また、先ほどの「責任を」というのは、確かに保証の範囲として明確化する必要がありましてそれを契約上で明確化する必要もございます。責任を取るというのは、確かに保証するか・しないかについては差分が取引の中であるみたいでして、そういったところは業界としてどこまで遵守できる内容、取引ないし契約内容かというのは、判断基準では明確化したいと思っております。いまのところは、保証範囲の明確化の責任を負いますし、契約内容で何かしらそういったことを明確化するということ、両方を指しているというふうに認識しております。

○三牧課長 契約内容について保証内容を明確にして、その範囲でやるならやるし、やらないならやらないっていう意味。契約内容の方の責任っていう意味。

○町野委員 契約内容の明確化の方の責任ということは、EUタクソミーでは同じ感じなんでしたっけ、契約内容の方ですかね。

○近藤補佐 0 回答もあるということです。

○町野委員 そういうことですね。それはそれで、消費者が保証はされないとい

うことを明確にされているということが、一応、健全な市場整備のところで必要だという考えをとれば、それは1つの考え方であると思います。

○三牧課長　書き分けると、なるべく保証するように頑張るといふのと、それを明確にしてその内容についてはしっかりとやっていくとして書き分けるやり方もある。その辺は、業界はどこまでやれるかというところですね。

○山本委員　例えばこのクリーニングっていう人たちに、電子機器の性能保証とかをお願いするのは難しい話になってくるわけで。

○梅田座長　なるほど。

○町野委員　修理業者とかが負える範囲は結構限られてくる。

○三牧課長　メーカーさんから意見がきそうな予感はしますよね。

○町野委員　修理する業者の方が責任を負って、メーカーの方はその責任は免れるというような整理をすべきかという話な気もしますが、ちょっとそこが分かりません。EUの方も参考にしつつ、業界でどう考えられているかも踏まえて検討する必要があるんですかね。

○三牧課長　EUタクソミーを参考にしながらまとめてはいるんですよね。

○葉山補佐　参考にはしていますが、そのまま使えるものではないですし、日本でのCE コマースビジネスの外延もEUの方とは全く違うかと思しますので。いま大きな項目案のお示しをしているんですけども、おっしゃるように少しずつサービス形態とって、例えば保証の中身とかも違ってきますので。最大公約数で書いていくのか、それとももう少し細かく規定をするのかは、業界の方ともこの項目案をベースにして、これから判断基準を書いていく上ではそここのところの精査をしていくというところで考えております。

○梅田座長　ありがとうございます。末吉委員、具体的な項目についてまたご意見があるという話でしたけど。

○末吉委員　中古販売と修理・加工のところで、両方に関わることの、消費者への情報提供についてのところなんですけれども、ユーザーの資源循環に資する行動につながる情報提供・基準について、利用中と利用後の取扱い方法と修理対応等の情報を提示することと書かれているのですが、消費者に対してはこの情報に加えて、ぜひ消費者自身が当該サービスを利用することによって資源循環の貢献を実感できるような

情報ですとか、資源循環活動のコミュニティに参加をしている実感につながる情報の提供も有効だと考えます。

ここ最近では資源循環の活動をしているコミュニティなどが、例えばLINEのオープンチャットなどで繋がって情報交換をしているような事例が色々なところから出てきていますので、消費者が自分たちの活動の意義を感じられたり、貢献が見えたり、賞賛などを得られることで心理的なインセンティブに繋がっていくことは非常に重要だと考えます。

あと、中古販売のところの、トラブル防止の基準についてなんですけれども、不適切なCEコマースビジネスの例ということで、消費者の安全性の観点のところですね、中古製品の修理の履歴ですとか、使用状態などの重要情報が消費者に適切に開示されず、製品事故やトラブルが発生という事例があげられているんですけれども、この安全性の確認の基準で製品の安全性の確認やクリーニングを実施することが基準で設定されているんですが、上記のトラブルの事例を踏まえた製品情報の確認は上記記載に含まれているのかどうかということを確認したいです。

例えばトラブル事例に基づいて中古製品の修理の履歴ですとか、使用状態などの重要情報を確認すること、という基準を新たに追加していくような場合があったときに、確認歴ですとか目視で確認できない情報というのは、中古販売の事業者による確認は困難であるんだろうなと思いますので、トラブル防止をはかりつつも事業者にとって負担の無い具体的な基準というのを検討していくということも必要なのではないかと思います。

あと、もう1つだけ。ページ右側の不適切な例の「資源の有効活用の観点」のところなんですけれども、ここの記載の観点は、廃棄量を減らしていくべきという話に繋がっていくことだとは理解はしていますが、では、リサイクルすればいいのか、そうであれば、単純償却など明確に何がNGなのかということも、明記をすべきと思っています。むしろ不適切なのは、選別せずに海外にそのまま丸ごと販売をしたりするという例だったりすると思います。もう少し不適切な例に対して、解決策をどうしていくのか深掘りしていけたらいいのではないかなと思っています。

ということ踏まえて、今回の議論ではしっかりとした基準を作るというよりは、最低基準と優良事業者をプラスアルファで評価する基準のようなものを導き出せたらいいのではないかと思います。つまり集めたものをリサイクルの努力もせず廃棄処分しているところは最低基準としてNGですよと。でも国内できちんと選別して廃棄リスクが高いものを海外に出していないのは優良事業者ですとか、そのような形でできると意味がありそうな気もいたします。以上です。

○葉山補佐 ありがとうございます。最初の消費者に対する情報提供、おっしゃる
ように貢献が実感できるような情報提供の観点是我々も持ち合わせておりませんで
したので、おっしゃるように消費者がこれから行動変容していくとか、意識変容して
いくことがサーキュラーエコノミーの世界でも非常に重要視されていますので、いま書
いている情報はあくまで利用中だとか取り扱い方法、あとは修理対応がメインになっ
ていますが、これを使ったことによって資源循環への貢献も何らかの形で明記を
促していくことも、事業者のコミュニケーションの中ではありますけども、検討して
まいりたいと思います。

それから、中古販売のトラブル防止の観点なんですけども、資源有効利用促進法な
のでなかなか消費者の安全に振った書き方は非常に難しいところもありまして、現在
は情報提供の在り方だとか、先ほどご指摘いただいた契約内容の明確化での対応を中
心に書かせていただいております。おっしゃるように中古事業者がそもそも自分の事
業の中で取れる情報であれば、例えばこういう修理をしましたということは情報提供
の中に含まれると思うんですけども、目視で確認できないところについて過度に事業
者の負担になるような情報提供まで求めていく考えはありませんので、そういったと
ころをどこまで求めていくかも含めて、各サービス事業者ともコミュニケーションを
取りながら具体化をさせていただければと思います。

それから最後、優良事業者の取組と、最低の基準と言いますか最低限ここまでやっ
てくださいというようなところも、少し色分けをして明記した方がいいのではないか
というご指摘ですね。判断基準の特性上、なかなか優劣と言いますか取組指針にな
りますので、あくまで取組をしている事業者の皆さんにできるだけやっていただきたい
事項を記載するというのが、判断基準の特質であったりもするんですけども、他方で
今後例えば優良事業者をどのように引き上げていって、全体として底上げをして
いくかという点も、この CE コマースビジネスをより市場拡大をしていくうえでは重
要な点だと思いますので、判断基準以外の、それこそインセンティブとか支援策の検
討もこのワーキングは議論させていただきたいと思っておりますので、その中でそう
いった優良事業者がどういった取組であれば優良であって、そういった取組をどうい
うふうに広げていくかという観点でも施策のところも含めて一緒に議論させていただ
ければと思います。

○梅田座長 末吉委員、よろしいでしょうか。

○末吉委員 はい、ありがとうございます。

○梅田座長 進め方としては、ここに出てきた15～17ページ（資料3）はまだ叩き台であって、これからもう少し練ったものが出てくる。そういうことですか。いつかはこのWGにおいて条文が出てくるということですか。

○葉山補佐 そうです。項目としては本日ご審議いただいているものをベースにして判断基準のなかで書き分けをしていきたいと思っております。

○梅田座長 なるほど。

○葉山補佐 なので、判断基準上は、すごく法令的な整理が必要になってきてしまっていますね、必ずしも先ほど申し上げたような細かく書き分けをするのが法令上ちょっと難しいというところもありまして、他方で各事業者からすると例えば「自分のビジネスはもっとこういうところをより取り組んでいるし、こういったところを今後より引き延ばしてほしい」みたいな、いろいろなお声を今も各業界からいただいているところですので、判断基準としては基本的にはこのいまお示しをしている項目をベースにして各サービス、製品、形態ごとの特性を活かした書き方をしつつ、そこから少し各サービス業態の実態面を踏まえて、さらに今どういう課題があって、それをさらに伸ばしていくためにはどういうことをしたらいいかというところは、やはり支援策の方で議論すべき点かなと思いますので、判断基準は本日のこの項目をベースに一度ご審議をいただいて、そこから深掘りというところで支援策は第2回では議論させていただきたいと思っております。

○梅田座長 先ほどの近藤補佐のお話だと、もう少し業界とコミュニケーションしながら練っていきますみたいな回答もあったと思うんですけども、今日フィックスという感じですか。

○近藤補佐 入れるべき取組指針としてはこれでフィックスさせていただいて、ここをより細かく業種ごとに落とし込んでいく判断基準省令として書く上では、各業界と調整しながら細かいところを。業態としてこれはどうしてもできないものも、レンタルとリースの違いとかもありますので、そういうところも踏まえながら細かい省令の作成っていうのは業界と調整しながらやっていきます。

○梅田座長 省令ですね。

○近藤補佐 省令の作成上ということでございます。

○梅田座長 分かりました。あと、単に読み方ですけど、14ページ（資料3）の

基本があって15～17ページ（資料3）というのは、例えば賃貸業者の人は基本と15ページを守ると読むのか、基本を賃貸業者に展開したのが15ページ（資料3）であって15ページ（資料3）だけ気にすればいいという、それはどちらですか。

○近藤補佐 後者でございます。

○梅田座長 あともう1つ。製造業者には、なんらかの要求は出てこないんですか。ものすごく乱暴にいったら、CE コマースを邪魔するようなことをする可能性もある。例えば、第三者による修理はやってはいけないといったマニュアルとかを書く可能性もありますので。

○葉山補佐 製造業者側がってことですか。

○梅田座長 ええ、そういうところに対するリクワイアメントとかリクエストとかそういうのは特段ここでは議論しないということですか。

○葉山補佐 そうですね。判断基準上は製造事業者向けのものは、すでに資源法上では規定をされておりますので。あとは製造事業者がCE コマースに関わって修理事業とかは皆さんやられていると思いますし、一部家電メーカーさん等もシェアリングサービス、サブスクリプションサービスなども始めておりますので。主たる業務はもちろん製造事業者としての活動だと思うんですけども、付随するサービスの中で例えばそういった修理などの業務を行うとことであれば、その部分を製造の方に書き込むとどちらを見たらいいのか分かりにくくなってしまうと思うので、その部分は例えば今回規定する修理・加工の方でこういった取組をやってくださいというふうに、そちらで補足といいますか、していく方が事業者目線から見て分かりやすいのではないかなと思うので。

○梅田座長 ですから、製造業者の人が修理・保守をやる場合は、製造業者のところで修理・加工のところを両方対応しなければいけないということですかね。

○葉山補佐 はい。

○梅田座長 分かりました。

○三牧課長 難しいところだと、まずは葉山が答えたようにCE コマース事業者にかけるところを進めてみたところで新しい論点が出てきたら、製造業者に修理方法をもう少しやりやすく。逆に言うと、中で議論しているとCE コマース事業者側にメーカーのビジネスをあまりマイナストーンにしちゃうようなことが今回あるのであれ

ば、何か考える必要があるのかなというのを。その辺が非常に難しい。

○梅田座長 難しいところですね。お互いに共存共栄するようなことを製造業者も考えてくださいみたいなことを書くといいのかもしれないですね。

○三牧課長 冒頭の末吉先生のお話でハードルを高くすべきでもないし、低くすべきでもないとありました。ブレーキをかけることを今回やってしまうと、新しいビジネスの創出においてかなりマイナスになってしまうので。その辺のバランスが非常に難しいと思いますけども、それを踏まえて現状でご意見をいただければと思っています。

○梅田座長 それでは、まだ時間がありますので、いかがでしょうか。

○山本委員 では1つ確認いいですか。簡単な確認なんですけども、昨年度の例えば11ページとか12ページ（資料3）のB2Cで家電4品目と一般衣料品、B2Bでの複写機・オフィス家具っていうのは、これはまだ生きているというか、これを対象とし、この賃貸、中古、修理・加工という枠でよろしいんですか。

○葉山補佐 おっしゃる通りです。

○山本委員 そういうことですね。B2Bみたいな、そういう家電というのかエアコンみたいなのは入らないですよ。

○葉山補佐 法律上まだB2Bかどうかは規定ができないので、品目と業を掛け合わせで判断基準を作っていくことになるんですけども、B2C、B2Bの議論をした際には、いまCEコマースビジネスとしてどこが市場として広がりを見せているとかか環境インパクトなどの観点で選定をする際に、とはいえC向けのものとB向けのものでは違うよねということで、検討会の際に整理をさせていただいたときに出したものになります。判断基準に落ちた瞬間は繰り返しになりますけども、2Cか2Bかの規定はできないので。

○山本委員 その時に、ちょっと込み入った話かもしれないですけど、家電4品目っていうのはリサイクル法上の4品目だったところから始まったとすると、同じような家電でも業務用の例えばエアコンとかそういうのはリサイクルの対象ではないですよ。

○葉山補佐 リサイクル法上はそうですね。

○山本委員 ただし、そういったものも今回は対象ということで考えればいいです

よね。家電4品目って別に家電リサイクル法上の4品目ではないから、家電4品目なので、これはB2Bのようなものでも、家電リサイクル法上では対象にならないものも対象だという。

○梅田座長 家電リサイクル法の場合は、「消費者が排出する」ですよね。だから、事業者が排出する時は家電リサイクル法にならない、対象じゃないですよ。

○山本委員 それって型番みたいなもので、業務用にも流れる同じような物でも最初から対象外になっていませんでしたっけ。

○梅田座長 のもあるし、同じものでも出す人によって対象か対象じゃないか違いがありますよね。

○山本委員 あります。

○梅田座長 いま見させていただいている資料と、本当に条文になったときにどう読めるかっていうのが違うので、我々もよく分からなくなってしまいます。例えば、家電品だと冷蔵庫とかテレビをリースする場合がありますね、例えば、ビジネスホテル向けに。あれは対象ということですよ。これは、家電リサイクル法では対象じゃないですよ。

○近藤補佐 そういうことです。

○梅田座長 そういうことですよ。

○葉山補佐 現行は製品の品目でしか規定をしていないので。それが、誰が使うものかというところまでは。当然、両者あるということです。

○近藤補佐 家電リサイクル法の場合は、回収から再資源化までを規制している法律で、一般家庭から排出されるものが前提となっております。

○山本委員 そうすると、これはなぜ家電じゃなくて家電4品目かっていうような気持ちにもなる。特に最初の例がドライヤーが出てきて。というところなんです。

○梅田座長 たぶん19ページ(資料3)のところは、排出者の限定があるかないかみたいな項目を足しておいた方がよくなって。でも、この資料が今日限りだったら関係ないですね。

○葉山補佐 その前に、今回の整理をさせていただかないと。

○梅田座長　　今の、なぜ4品目かという、山本委員の、そこに関してはどうお答えになりますか。

○近藤補佐　　ある程度サイズがあるものということもあって、この家電4品目、まあ資源法の中で定められているところ指定省資源化製品だとか、再利用促進製品ということがあって。おそらく家電リサ法がひょっとしたら頭にあって、今回そういったことになったのかなと。確か脱炭素の方の文脈でも家電4品目はそういったくくりで入っていたかと思いますので。その辺との並びがあったのかなというふうな。こちらは特にいま整理されているようなところの環境インパクトとか市場、資源循環ポテンシャルという面で見たとかなと整理したときに家電4品目は取り上げるべきという判断になった。

○山本委員　　あと、あれですかね、11ページ（資料3）、もともとはB2Cで家電4品目っていうのは多分メインで想定されているっていうことなんですね。

○葉山補佐　　おっしゃる通りです。

○山本委員　　いまおっしゃったようなリースもあるけれども、ということ。

○葉山補佐　　市場規模として、メインのところはC向けのシェアリングですとかレンタルというところが、一番市場の規模としても大きいですし、今後の成長ポテンシャルとかを考えた時というところがあるので。

○山本委員　　B向けを排除するものではないということですよ。

○葉山補佐　　そうですね。どれぐらいの規模感なのかなのかが。我々もいまB向けのところまでは把握ができていないので、そのあたりも踏まえて規定に入れて限定する必要があるのかとか。法律上は限定をしているところはないですけど。

○梅田座長　　難しいですね。微妙に線引きをしようと、だって線引きをしないっていうことなんですよ。物だけが対象であって、物とそれに付随するサービスを対象とするかであって。

○葉山補佐　　そうですね。幅広く捉えようとする、あえて線引きをしないっていうことかもしれないですけど。他方でさっき言った、これは規制ではもちろんないんですが、とはいえ一応事業者に行政指導もできるような指針にはなってくるので、あまり小さいところにまで過度に求めるかっていうところが、末吉委員からも指摘いただいたようなことに繋がっていますので、そのあたりは実際のB2B向けの例えば家

電 4 品目のサービス展開がどうなっていくかということも含めて。我々の想定としてはもともと C 向けというのが一番大きいだろうということでの 4 品目という捉え方ではおりました。

○三牧課長 支援措置とかを考えるとときも製品に紐づいているということは、全体ではないというのはちょっと議論になるのかなあとは。

○梅田座長 難しい。

○町野委員 家電 4 品目以外を入れるかどうかについては、今後運用していく中でそこを指定するかどうかというのは決めていく、判断するっていう、そういう理解でよいんですかね。

○葉山補佐 そうですね。

○三牧課長 支援措置とかが見えてきたところで、こういうことを私たちはやりたいんですけど、っていうのが出てくれば、またそのたびにある程度まとまって議論する。

○町野委員 そこで線引きするのは本当に良いのかというのは、若干思っているところで。再生材のほうは回収のフローがあるというところで、家電 4 品目は家電リサイクル法での再資源化ができていうところ、4 品目を指定したっていうのは一応筋が通っているのかなと思ってはいたんですけど。CE コマースはあまりそこは必ずしも関係なく、むしろ小さいものの方が、パソコンとか最近はそんなに長く使わないかもしれないですけど、そういうような資源があるけども小さいものとか、もう少し市場のあるものっていうのを。必ずしも大型家電とかに限らずありそうな気もしているので。スタートとして家電 4 品目でということは、そこはぜひ今後の運用の状況を見て検討をいただいた方がいいかなと思っています。

○三牧課長 その中で稼働率っていう議論で、家電とかだとやはり。

○町野委員 寿命が長いです。

○三牧課長 ずっと冷蔵庫は動いているしな、みたいな考えてもっていう。むしろ回収してまた借りるまでが止まっているから、買ってもらった方が稼働率が上がるんじゃないとか、まあちょっとその辺の、本当にいろんな、服とかはまさにいろんなタイミングでいろんな方に。その辺も含めるとなかなかバランスが難しい。

○近藤補佐 製品ごとに、内容によってそういったところも違ってくることを踏ま

えていろいろ考えないといけないと思いますし。まさに対象4品目のまず初期の、今回の設定としてはこちらの品目なので、今後おそらくフォローアップなんかを通じまして。法令がどうしても製品の指定から来ている関係なので、今回みたいにビジネスの観点で切り抜くのはなかなか今のところ難しいので、今回そういった製品群でまず整理させていただいたところでございます。今後、適宜フォローアップしながらそういった対象の拡大については検討していく必要があるとは思っています。

○梅田座長　　そうするとやはりこれも、モデルケースとしていまこの品目でやってみるということなんですかね。おっしゃるとおり、この資源法の場合、まず製品を指定しないといけないという建付けになっていてってことなんです。我々が本当はやりたいのは、製品を指定しない方が業としては繁栄するんですよね。指定するのは本意ではないんですけど、法律上指定しないといけないということですか。例えば、町野委員が言われたようにパソコンのリースとかいって非常に規模はデカイですよ、B2Bでね。

○三牧課長　　我々の政策的に伸ばしていくという観点含めてかなとは。

○梅田座長　　中々難しいですよ、そこはね。適宜増やしていきますみたいな、でもこれはあまり議論しても難しいと思いますけど、どういう条件で。この3つの、10ページ（資料3）の条件で今後も対象となるべき製品を選んでいくということなんですか。

○葉山補佐　　そうですね。初期の選定基準としては、3つの観点から重なりがあるところで、どういった製品があるのかというところで議論させていただいて、まずは政策的にしっかり基準として明記をしたほうがよいのは今お示しをしている4つの製品群なんじゃないかということで、一定のご意見をいただいたところですけど。おっしゃるような他方で市場の変化だとか、CE コマースビジネス自体がいままさに成長を迎えているので、少しずつ状況は変わってくると思います。

製品から入らなければいけないという法律上の縛りはあるんですけども、資源法は他方で製品自体はかなり多く、もともとは入っておりますので、その枠も使いながら、あとはもし入っていない製品、例えば今回、衣料品なんかは新しく今後追加もしないといけないですけども、そういったものが出てくればですね、見直しを待たずにといいですか、その状況を見てしっかりと追加を含めて検討させていただきたいと思っていますし、あとはこれから支援策もセットで検討しようということでも、支援策の検討をする中でまた見えてくる課題もとかもあると思いますので。その辺は継続

的にぜひ。このワーキングせっかく立ち上がりましたので、議論させていただければ。

○山本委員　　今回の、これから文章化していくなかでは、ワーディングいろいろ制限があるのかもしれないですけども、二次流通市場っていうのはどういうふうに書かれるんですかね。それは「二次流通市場」の言葉を使うのはありますか。というのは、例えば15ページ（資料3）の賃貸のところ、「取組の高度化の製品利用頻度、利用期間の延長」のところの、2つ目が「賃貸が出来なくなった製品の二次流通市場の流通を促進する」と書いてあるんですけども、ここで言う「賃貸が出来なくなる」というのは、例えば何回もレンタルをしていったところまでは二次流通市場でないという意味で、それができなくなった製品の行き先が二次流通市場という書き方であっていますか。

○葉山補佐　　はい。賃貸事業者から見た時の、自分たちのビジネスは一次という。

○山本委員　　そういうことですね。例えば5年間使われた、何回もレンタルされた車が、私が使ってもそれは一次市場での利用ということになっているということですね。その二次流通市場というのは、新品の販売が一次流通市場というわけでもなくて、それは二次流通市場というのが、どういう風な書きぶりになるのかなという。

○三牧課長　　7ページ（資料3）の例と違ってPanasonicさんの例。レンタル済の再生品がレンタルの対象になっていたりするので、あれって何次なんですかねという話もあるかと。

○葉山補佐　　あまり何次のところはおっしゃるように主眼ではなく。

○山本委員　　ではなくて、ということですね。

○葉山補佐　　とにかく、リサイクルだとか平たく言えば最後の廃棄物になる前までを使い倒すということを各事業者さんをお願いしたいというところですね。法律上、二次とか二次流通市場という単語は規定できないので、使い倒すというような言葉をもう少し法令的に規定をしていくということになると思います。

○三牧課長　　主だった施策の、末吉先生の海外にとりあえず売っちゃえみたいになっちゃうと、なんかちょっと、という話なので、書き方は確かにちょっと。

○山本委員　　なので、この仕切りでいうと、一番下の使用済製品や部品の適切な引

渡しというがあるので、利用期間の延長はこの修理や再生がっていう、一行目だけでいいんですかね。

○葉山補佐　　そうですね。おっしゃるようが一番下と少し重複しているっていうことですよ。ちょっとあらためて整理するようにいたします。

○梅田座長　　他はいかがですかね。末吉委員、大丈夫ですか。

○末吉委員　　はい、大丈夫です。

○梅田座長　　ありがとうございます。優良なところを引き上げる話は、また第2回目のワーキングでいいですか。

○葉山補佐　　はい、支援策のところぜひ議論させていただければと思います。

○梅田座長　　よろしいですかね。この辺のところ議論が出尽くしたようだけれども。本来、CE コマースを振興して人々の生活もハッピーになるというのが大きな筋書きで、そういう意味で言うと製品を指定することは本意ではないんですけれど、とりあえずここでは、まずは家電4品目と一般衣料品と大きく2つで始める。順調にいくとどんどん製品を増やした方がいいというところで、それに対する何らかの仕掛けは作っておいた方がいいかもしれない。

○三牧課長　　当然、経産省の取組なので、国民の皆さんを豊かにいろんなサービスでというのはあるんですけど、基本的に資源法の考え方は資源の有効な活用なので、まずそれに大事な製品を指定して、それに関してリデュースであったり、リユースについて貢献していただける CE コマースの事業者に対して取り組んでいただく基準をまずはという、どうしても建付けになってくると思いますね。

○梅田座長　　逆に言うと、本当は資源有効にならないような CE コマースが出てくる可能性がこれからはあって、それを環境に優しいという。

○三牧課長　　消費者ニーズにはあっているんで、それは再度そことのどういうバランスを。

○梅田座長　　環境に優しいとか、資源を有効に活用しているといううたい文句で実はそうではなかったみたいなことが出てくる可能性はあって。それはちょっと見ておかなきゃいけない。でも、今の範囲だと対象品目でなければ何も言えないということになるんですよ。

○三牧課長 そうですね。

○梅田座長 そこが何か微妙なんですよ。そこらへんの製品の縛りというのをできるだけ外す方向で考えた方がたぶん良いと思いますし。あと、もうひとつこれもさらに難しい話なのかもしれないですけど、資源循環の話に限った項目になっていますけれども、本当は省エネ製品を選ぶべきとかいうのは当然あるはず。それは書かなきゃだめっていう話ではないですけども、それで大きく言うとサステナビリティのための施策の一環なので、ということでは忘れないようにしないと。この条件を満たしているからいいんでしょ、ということにはならないようにした方がいいかなという感じはしますよね。

○山本委員 そこは本当に難しい。例えばエアコンとか利用期間を長くすれば長くするほどエネルギー効率が悪いものがずっと稼働するという話になりますよね。

○近藤補佐 トレードオフの問題は昔からずっとある問題。持続可能性というワードの中ではトータル的に考えなきゃいけない。

○梅田座長 考えなきゃいけないところ。

○三牧課長 我々GXグループです。

○町野委員 資源法の目的変わりましたよね。GXの目的も入っているので、よりちょっとこう考えることが増えてしまって。

○三牧課長 省エネ性能、そういうエネルギーのというのを踏まえて、適切な製品・サービスを一定行うみたいな。

○町野委員 正確な文言は忘れましたが、確か目的規定が変わった。

○近藤補佐 そうですね、その文言はいれましたよ、脱炭素製品リサイクルの方で。

○梅田座長 大きく変わった。そういう意味でいうと、この項目ももう少し広く書いてもよいのでは。ただあまり言うと、焦点がぼけてしまってさらに分かりにくくなるというのがありますね。

○三牧課長 このあたりも宿題とさせていただいて。ちょっと毎年のようにやると大変かもしれないですけど、そのくらいのつもりでは考えていかないとだと思います。

○梅田座長　　そうですね。CE コマースというキーワードを使うにすれば、いずれにしろ品目としても狭いと思いますし、いまの資源循環だけでいいのかという話もあると思うので、小さく始めて大きく育てていけないと思います。これで終わりにせず、進めていただければと。特に本命の、皆さんがお待ちのは支援策の方だと思いますし。その辺、ぜひ議論を深めていければと思います。あと最後、末吉委員、言い残したことはないですか。大丈夫ですか。

○山本委員　　私は大丈夫です。

○梅田座長　　それでは議論が出尽くしたということで、本日の議題は全て終了したということにさせていただきたいと思います。皆さん大変活発なご議論をいただきまして誠にありがとうございます。非常に重要な論点がでてきたかと思います。本日の議論の内容については、今後開催が予定されている第13回の資源循環経済小委員会において座長の私からも付させていただきます。閉会にあたりましては、三牧課長より最後に一言お願いいたします。

○三牧課長　　本当にありがとうございました。今回ちょっと4名の委員という少人数でやった分、逆に非常に法律の建付けから深い議論ができたかなと思っております。どうしても経産省当然全体でやってはいるんですけども、やはり政策・目的ごとにけっこう縦割りなどころがあって、省エネ課にいたときはとにかく省エネ課はエネルギーを減らすことに集中していて、最後エネルギーゼロでGDPゼロになったらいいのって言ったら、それは最高ですねぐらいな。我々も横を見ながらですね、お互いの施策がぶつからないようにというか、なるべく相乗効果を出していくと。今回、法目的も変えたところで、そういう意味では、そういう観点であれば完全に我々の資源法でやっていたこととちょっと逆ベクトルのこともうまく入れて、その部署へ案出しとか。そういうところも今後しっかりと勉強しながら、しっかりと社会に対して意味のある、変に事業者に苦勞だけ掛けるとかですね、そういう形にすると本当に本末転倒だと思いますので。

そういう中で、本当にこの瞬間でも新しいCEコマースがうまれているような新しい分野なので、我々も引き続きどんどん調査といいますか勉強はしていきますし。ただ、こういうのをまず始めるということ自体はたぶん新しいそういう情報がこっちにも集まりやすくなるのかなと思いますので、また引き続き委員の皆さまにご指導いただきながら取り組んでいければと思いますので、本日は誠にありがとうございました。また引き続きよろしくお願いいたします。

○梅田座長 ありがとうございます。最後に事務局より連絡事項をお願いします。

○近藤補佐 本日の議事録につきましては、委員の皆さまのご確認をいただいたあと、経済産業省のウェブサイトに掲載する予定でございますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○梅田座長 はい、それではCEコマースWGを終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上